

(独立行政法人名:農業生物資源研究所)

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

| 契約名称及び内容                  | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地   | 契約締結日       | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額      | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由                     | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備 考 |
|---------------------------|------------------------------|-------------|----------------------------------|-----------------------------------|------|-----------|-----|----------|-------------------------------------|----------------------|-----|
| スギ花粉症緩和米(7Crp米)の低用量での臨床研究 | 廣近 洋彦 理事長<br>茨城県つくば市観音台2-1-2 | 平成26年10月15日 | 学校法人慈恵大学<br>東京都港区西新橋3-25-8       | 会計規程第37条第1項第1号                    | —    | 8,477,580 | —   | —        | 公募を行ったが、応募者が1者であったため。               | 5                    |     |
| チャノコカクモンハマキDNAのシーケンス解析業務  | 廣近 洋彦 理事長<br>茨城県つくば市観音台2-1-2 | 平成26年12月25日 | 中山商事(株)筑波営業所<br>茨城県つくば市鬼ヶ窪1139-1 | 会計規程第37条第2項<br>契約実施規則第28条第2項      | —    | 1,328,400 | —   | —        | 競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったため。 | 16                   |     |
|                           |                              |             |                                  |                                   |      |           |     |          |                                     |                      |     |
|                           |                              |             |                                  |                                   |      |           |     |          |                                     |                      |     |

〔記載要領〕  
1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。  
2. 本表は、平成26年度に締結した契約のうち、平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。  
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。  
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。  
・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」  
・競争に付することが不利と認められる場合「14」  
・秘密の保持が必要とされている場合「15」  
・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」  
・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」  
・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約について「18」  
・その他、類型区分に分類できないものについては「19」